

平成19年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成19年6月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成19年6月8日 9時29分			議長	坂口久信
	散会	平成19年6月8日 9時59分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	川下武則	出	9番	竹下武幸	出
	2番	見陣泰幸	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	8番	末次利男	9番	竹下武幸	10番	田口靖
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	税務課長	桑原達彦		
	副町長	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	建設課長兼土地改良課長	永渕孝幸		
	教育長	陣内碩泰	収入役室長	坂本豊		
	総務課長	岡靖則	支所長	新宮義晃		
	企画商工課長	佐藤慎一	農業委員会事務局長	中島末博		
	財政課長	大串君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬勝芳		
	町民福祉課長	新宮善一郎	公民館長	寺田恵子		
健康増進課長	江口司	太良病院事務長	每原哲也			
環境水道課長	土井秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成19年6月8日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 議案一括上程  
町長提案 報告第1号  
議案第37号～議案第47号  
町長の提案理由の説明

---

午前9時29分 開会

### ○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成19年6月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、全員御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成19年第2回太良町議会定例会第2回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として8番末次君、9番竹下君、10番田口君、以上3君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

### ○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る6月5日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から6月18日までの11日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から6月18日までの11日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告について

#### ○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告をいたします。

去る5月22日、23日の2日間、東京で開催されました第32回町村議会議長・副議長研修会に、私と岩島副議長と出席をいたしました。

「新しいまちづくりに向けて町村議会に期待されるもの」のテーマで開催された今回の研修会は、東京大学大学院教授の神野直彦氏を初め、日本大学教授の岩井奉信氏、成蹊大学教授の佐藤厚氏、作家のC. W. ニコル氏、語り部・かりたすと・キャスターの平野啓子氏など5人の著名人を招き、第2次地方分権改革の方向から、環境についてや伝統文化継承などの講演をいただき、内容の濃い研修でありました。

その中でも、佐藤先生の「町村議会活性化のために何をすべきか」については、町村の議会離れや町村議会議員数の激減などで議会強化が必要だと指摘をされました。また、町政当面の課題として、財政逼迫については景気回復の恩恵はなく、地方分権は財政には手つかずの状態、800兆円にも上る国の借金は地方財政へのしわ寄せであり、地方交付税削減はとまらないと話され、今後、議員は議会制民主主義の本源に立ち返って、わき役ではなく主役として力量を発揮すべきであり、住民の声を反映するのは議会のほうが優れている、今こそ議会の進化が問われるときであり、不可能ではないので、それくらいの意気込みがほしいという講演をされました。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第4 議案一括上程

#### ○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の報告第1号、議案第37号から議案第47号までを一括上程いたします。

町長の提案理由を求めます。

#### ○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成19年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、元気な姿で、しかも全員の御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第1号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第1号は、平成18年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成18年度太良町一般会計繰越明許費につきましては、去る3月定例議会で議決を得たところではありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算

書により説明し、報告いたします。

繰越計算書をごらんください。

平成19年度に繰り越す事業は、全部で5事業であります。

まず、広域漁港整備事業であります。3月議会で議決をいただいた予算繰越額は16,447千円で、うち翌年度への繰越額も同額の16,447千円であります。

次に、小学校費の耐震診断業務委託料であります。3月議会で議決をいただいた予算繰越額は3,751千円で、うち翌年度への繰越額も同額の3,751千円であります。

次に、中学校費の耐震診断業務委託料であります。3月議会で議決をいただいた予算繰越額は5,095千円で、うち翌年度への繰越額も同額の5,095千円であります。

次に、災害復旧費として2事業を繰り越しております。

まず、道路等災害復旧事業では、3月議会で議決をいただいた予算繰越額は14,306千円で、うち翌年度への繰越額も同額の14,306千円であります。

次に、漁港施設災害復旧事業は、3月議会で議決をいただいた予算繰越額は23,715千円で、うち翌年度への繰越額も同額の23,715千円であります。

以上、5事業を合計いたしますと、平成19年度への繰越額は63,314千円となっております。

次に、議案第37号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が平成19年3月31日に公布、施行されたことに伴い、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要があるため、緊急を要する事項について、平成19年3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告をし、議会の承認を求めるものであります。

改正の内容は、選挙施行の関係基準額が改正されたことに伴い、経費の一部分である報酬金額の改正を行ったものであります。

次に、議案第38号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成19年3月30日に公布され、平成19年4月1日に施行されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正する必要があるため、緊急を要する事項について、平成19年3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告をし、議会の承認を求めるものであります。

改正いたしましたのは、たばこ税、固定資産税、町民税のそれぞれの一部であります。

まず、たばこ税につきましては、特例税率を廃止し、当該税率を本則税率とするものであります。

たばこ税につきましては、平成11年度からの恒久的な減税に対する地方税の減収の補てん措置として条例の附則が適用され、特例税率が適用されましたが、この増収措置である特例税率を本則の税率とし、恒久化する改正を行ったものであります。ただし、旧3級品に係る

特例税率は、附則にこれまでどおり規定しております。

なお、この改正により実際適用される税率の変更はなく、税負担の増減はございません。

固定資産税につきましては、2点の改正であります。

1点目が、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設であります。既存住宅において、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が行われた場合に、翌年度への家屋に係る固定資産税を3分の1減額するものであります。

2点目が、鉄軌道用地の評価方法の変更であります。鉄軌道用地の評価は、沿接する土地の価格の3分の1とされてきましたが、鉄軌道用地の空間等を利用した店舗等の建物の敷地については、運送以外の用に供する部分は付近の土地の価格に比準するよう変更されました。いわゆる駅ナカ店舗に対する評価の見直しであり、次期評価がえ年度である平成21年度を待たずに平成19年度から評価の見直しを実施するための改正であります。太良町には該当する物件等は現在ございません。

次に、町民税につきましては3点の改正であります。

1点目は、上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長であります。一定の特定口座における上場株式等の譲渡所得に対する税率は本則3%ですが、平成19年12月31日までは1.8%の軽減税率が適用されます。今回の改正は、この軽減税率の適用期限を平成20年12月31日まで1年延長したものであります。

2点目が、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡益に対する課税の特例措置の延長であります。個人投資家が投資した一定のベンチャー企業の株式を譲渡した場合に得られる譲渡益については、平成19年3月31日まではその譲渡益を2分の1に圧縮する特例措置が適用されておりましたが、今回の改正は、この特例措置の期限を平成21年3月31日まで2年延長したものであります。

3点目が、社会保険料の支払の取扱いに関する規定のある租税条約を実施するための改正であります。租税条約の規定に基づき、国内の居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、この保険料を自国の社会保障制度に支払った保険料と同様に扱い、その年の総所得金額等から考慮するというものであります。

以上、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第39号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成19年3月30日に公布され、平成19年4月1日に施行されたことに伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、緊急を要する事項について、平成19年3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告をし、議会の承認を求めるものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎賦課限度額を530千円から560千円に引き上げるもの

であります。

次に、議案第40号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成18年度太良町一般会計補正予算（第7号）は、地方交付税等の歳入予算額の確定に係る補正及び事業費の確定による歳出予算額の補正について、去る3月30日付で地方自治法第179条の規定に基づき本会計の補正予算を専決したので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳出について御説明いたします。

22ページをごらんください。

公共施設整備基金の基金積立金12,574千円は、今回の補正に係る剰余金を積み立てるものであります。その他の補正では、歳入の確定による財源の組み替えや事業費の確定による補正であります。

次に、歳入につきましては、地方譲与税、地方交付税、繰入金、町債等の額の確定に伴う補正、土地の売り払いや建物共済に係る補正であります。

今回の専決による補正によりまして、平成18年度太良町一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに4,593,441千円となっております。

次に、議案第41号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、国庫支出金、県支出金、財産収入について予算の額がそれぞれ確定したことに伴い、去る3月30日付で地方自治法第179条の規定に基づき本会計の補正予算を専決したので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳入について説明します。

6ページをごらんください。

国庫負担金の療養給付費負担金4,310千円の追加は、額の確定に伴うものであります。

国庫補助金の財政調整交付金27,629千円の減額は、決算見込みによるものであります。

県補助金の財政調整交付金2,447千円の追加は、額の確定に伴うものであります。

財産運用収入の利子及び配当金収入106千円の減額は、定期預金の解約によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

7ページをごらんください。

療養諸費の一般被保険者療養給付費20,690千円の減額は、事業費の減額に伴うものであります。

退職被保険者等療養給付費2,000千円の追加は、事業費の増額に伴うものであります。

繰出金の直営診療施設勘定繰出金1,102千円の追加は、町立太良病院事業会計のレセプト電算処理システム導入に伴う額の確定であります。

次に、議案第42号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第5号）は、資本的収入の国保会計補助金額が確定したことに伴い、去る3月30日付で地方自治法第179条の規定に基づき本会計の補正予算を専決したので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、レセプト電算処理システム導入に伴う国保調整交付金1,102千円の増額補正であります。

次に、議案第43号は、太良町柑きつ経営農家に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成19年4月1日に融資機関である佐賀みどり農業協同組合の合併により、佐賀県農業協同組合の発足に伴う融資機関の変更のため、改正するものであります。

次に、議案第44号は、平成19年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

平成19年度太良町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,691,466千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

まず、予算書の11ページをごらんください。

一般管理費の工事請負費7,140千円は、庁舎空調設備の熱源回り自動制御機器等の更新に係る工事費を計上いたしております。

12ページをごらんください。

企画財政管理費の工事請負費1,437千円は、県営広域営農団地農道整備事業に伴うケーブルテレビ施設（電柱）移転工事費であります。

なお、これに伴う経費につきましては、県が全額負担することとなっております。

14ページをごらんください。

心身障害者福祉総務費の扶助費2,131千円は、障害者の勤労意欲の向上と就労を通じた自立を促進する観点から、一定の要件を満たす障害者に対して給付するものであります。

次に、16ページをごらんください。

保健衛生総務費の夜間救急外来診療体制整備負担金499千円の減額は、平成19年度から県の補助金が廃止されることに伴い、太良町を含む南部医療圏で廃止するものであります。

18ページをごらんください。

林業振興費の名木・古木樹勢回復委託料1,218千円は、「さが名木100選」に登録されている誓願寺境内の樹齢約300年のムクロジの樹勢回復を図るための経費であります。

次に、23ページをごらんください。

非常備消防費の報償費7,990千円は、平成18年度で退団された消防団員29名に対する退職報償金及び退職功労金であります。

消防施設費の消防施設整備費補助金4,877千円は、栄町地区の防火水槽改修費、里地区の消防格納庫、詰所の改修費及び防火水槽改修費であります。

24ページをごらんください。

小学校費と中学校費の教育振興費1,000千円と1,500千円の補正は、太良町出身で、現在東京都八王子市にお住まいの吉田智氏の寄附によりまして、母校である多良小学校に図書を購入、多良中学校に図書及び教材備品の購入の経費としてそれぞれ追加補正をいたしております。

25ページをごらんください。

社会教育総務費の地域婦人会育成補助金270千円の減額は、平成18年度末をもって解散した多良婦人会に対する補助金の減額であります。

文化財保護費の民芸保存事業費補助金135千円は、里地区の浮立衣装等の購入費や修繕費に対する補助金であります。

なお、歳出予算に計上しております給料ほか人件費の補正は、4月の職員の人事異動や共済費負担率の改定などに伴う補正であります。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページと9ページをごらんください。

県支出金や寄附金、諸収入につきましては、各事業の歳出補正額の特定財源として充当し、基金繰入金では、本予算の財源調整として公共施設整備基金の繰入金を減額いたしております。

次に、議案第45号は、平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

4ページをごらんください。

総務費343千円の増額補正は、職員手当、共済費の補正であります。

管理費2,801千円の減額補正は、水質検査手数料の入札結果による補正あります。

建設事業費2,570千円の増額補正は、喰場地区配水管布設の単独事業の補正であります。

次に、議案第46号は、平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

3ページをごらんください。

原水及び浄水費422千円の減額補正は、水質検査手数料の入札結果による補正であります。

配水及び給水費22千円と総係費74千円の増額補正は、ともに共済費に係る補正であります。

次に、議案第47号は、平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。

4ページをごらんください。

一般管理費42千円は、共済費に係る補正であります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前9時59分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 末 次 利 男

署名議員 竹 下 武 幸

署名議員 田 口 靖